

「三重県いじめ防止条例（仮称）」検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 三重県におけるいじめの防止、いじめの早期発見・早期対応のための対策を総合的に推進するため、「三重県いじめ防止条例（仮称）」（以下「いじめ防止条例」という。）を制定するにあたり、学識経験者及び教育関係者等から意見を聴くため、三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 検討委員会の検討事項は、次のとおりとする。

- （1）いじめ防止条例案に関する事項
- （2）前号に掲げるもののほか、いじめ防止条例案の策定に関し必要な事項

（組織）

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者及び教育関係者等から、教育長が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第4条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 検討委員会の会議は、委員長が主宰し、議長は委員長があたる。

- 2 検討委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、「いじめ防止条例」の制定の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会）

第7条 検討委員会の開催は、年3回程度とする。

（事務局）

第8条 検討委員会の事務局は、三重県教育委員会事務局生徒指導課内におく。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

- 2 委員が会議に出席できない場合、代理を立てることができる。
- 3 委員会に係る旅費等については、三重県教育委員会における規程に準じて支給する。

附則

この要綱は、平成29年5月10日から施行する。